

## 新潟県条例第24号

新潟県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の一部免除に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項（同法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、臨時児童扶養等資金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）附則第7条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金又は令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金をいう。以下同じ。）に係る貸付金の償還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(償還の一部免除)

**第2条** 知事は、臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者が、所得の状況その他令第22条各号に掲げる事由により当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

(委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。